

I 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
(SO ₂)	値が 0. 1ppm 以下であること。(S48. 5. 16 告示)	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値	非分散型赤外分析計を用いる方法
(CO)	の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48. 5. 8 告示)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/㎡以下であり、かつ、1 時間値が 0. 20mg/㎡以下であること。(S48. 5. 8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定 された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱 法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学
(NO ₂)	内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)	発光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量
(Ox)		法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 um 以下のものをいう。
- 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、 又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマト
トリクロロエチレ	ン 1 年平均値が 0. 2mg/m ³ 以下であること。(H9. 2. 4 告示)	グラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、
テトラクロロエチレ	ン 1年平均値が 0.2mg/m゚以下であること。(H9.2.4告示)	当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認めら
ジクロロメタン	1 年平均値が 0. 15mg/m ³ 以下であること。(H13. 4. 20 告示)	れる方法とする。

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 大気汚染に係る指針(光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針)

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)	水素炎イオン化検出器(FID)を用いたガスクロマトグラフ法

Ⅱ 水質汚濁に係る環境基準

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
	1 1	
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg∕ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg∕ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg∕ 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg∕ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg∕Ⅰ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg∕ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg∕ 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg∕ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/Ⅰ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg∕ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあって
一円 円版 江至糸 八里 円版 江至糸	TOIIIg/ I 以下	は規格 43.1 に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/ 以下	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準【河川(湖沼を除く。)】

項目	基準値(C類型)	基準値(E類型)	測定方法
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下	6.0以上8.5以下	規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装 置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/I 以下	10mg/I 以下	規格 21 に定める方法
浮遊物質量 (SS)	50mg/I 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	5mg/I 以上	2mg/I 以上	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
大腸菌群数	ı	_	最確数による定量法

- 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)。
- 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器 と接続されているものをいう (湖沼海域もこれに準ずる。)。
- 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう (湖沼、海域もこれに準ずる。)。試料 10ml、1ml、0.1ml、0.0ml、・・・・のように連続した4段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

3 人の健康の保護に関する環境基準【地下水】

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/ 以下	規格 65.2 に定める方法
砒 素	0.01mg/ 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg∕ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg∕Ⅰ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg∕ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg∕l 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg∕ 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg∕Ⅰ以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg∕ 以下	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg∕ 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg∕ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg∕ 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ 以下	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	 10mg∕ 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあって
明政に主糸及い五明政に至糸	TOIIIS/ I MA I'	は規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ 以下	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/ 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

Ⅲ 騒音に係る環境基準

1 一般地域における環境基準

地域区分	用途地域	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22∶00~6∶00)	備考
AA地域		50デシベル以下	4 0 デシベル以下	
A地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域	5 5 デシベル以下	4 5 デシベル以下	A A 地域については、埼玉県内で は適用地域がありません。また、
B地域	第「種性店地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域			は適用地域がありません。また、 工業専用地域については環境基準 が適用されません。
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	5 0 デシベル以下	

[※]環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用されていません。

2 道路に面する地域における環境基準

地域区分	昼間 (6∶00~22∶00)	夜間 (22:00~6:00)	備考
A地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60デシベル以下	5 5 デシベル以下	車線とは、1縦列の自動車が安全 かつ円滑に走行するために必要な
B地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域及びC地域のうち車線 を有する道路に面する地域	6 5 デシベル以下	60デシベル以下	かって消に定打するために必要な 一定の幅員を有する帯状の車道部 分をいう。

■幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

地域区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	備考
道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路に近接する空間	70デシベル以下	6 5 デシベル以下	近接する空間とは、道路端からの 距離が、2車線以下では 15m、3 車線以上では 20mの区間をいう。

[※]個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

3 航空機騒音に係る環境基準

類型区分	基準値	備考
I 類型(専ら住居の用に供される地域)	70WECPNL以下	WECPNL:加重等価平均感覚騒音レベル(航空機騒音のう)
Ⅱ類型(通常の生活を保全する必要がある地域)	75WECPNL以下	るささを評価する指標、「うるささ指数」とも呼ばれている。)

Ⅳ ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大 気	0. 6pg-TEQ╱㎡以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/ 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分 解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ∕g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

V 土壌に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
	検液11につき 0.01mg 以下であり、かつ、	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格
カドミウム	農用地においては、米1kgにつき1mg 未満	K0102(以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものに
	であること。	あっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
		昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあ
		っては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液11につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液11につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
	検液1Ⅰにつき 0.01mg 以下であり、かつ、	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格 61 に定め
砒素	農用地(田に限る。)においては、土壌1	る方法、農用地に係るものにあっては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号
	kgにつき 15mg 未満であること。	に定める方法
総水銀	検液11につき 0.0005mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	 検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示
		第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
	につき 125mg 未満であること。	
ジクロロメタン	検液11につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液11につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液11につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液11につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液11につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液11につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液11につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液11につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液11につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液11につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法

シマジン	検液11につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Ⅰ につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液11につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液11につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふっ素	検液1।につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に 掲げる方法
ほう素	検液1lにつき1mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

- 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。